

子 子 第 3 0 9 3 号  
平成 28 年 3 月 31 日

各市町村保育主管課長 殿

沖縄県子ども生活福祉部  
子 育 て 支 援 課 長  
( 公 印 省 略 )

### 保育所における保育士配置に係る特例について

近年、待機児童対策として保育の受け皿拡大を大幅に進めている状況下で、保育士の有効求人倍率は年々高くなるなど、保育の担い手の確保は喫緊の課題であり、これまでも保育士の処遇改善等様々な対策を行っているところであるが、より一層の対応が必要な状況である。

このため、保育における労働力需要に対応するよう、保育の質を落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を上げるとともに、保育士の勤務環境の改善（就業継続支援）につなげる必要がある。

厚生労働省に設置された保育士等確保対策検討会での議論を踏まえ、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成 28 年厚生労働省令第 22 号）が公布されたことに伴い、「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則」（平成 28 年沖縄県規則第 48 号。以下「改正規則」という。）を別添のとおり公布し、平成 28 年 4 月 1 日以後、当分の間、保育所における保育士配置について、特例的運用を可能としたところである。

については、下記の事項に留意の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないようご配慮願いたい。

### 記

#### 1. 改正規則の概要

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年沖縄県規則 52 号。以下「規則」という。）第 16 条に規定する保育所における職員配置について、保育の需要に対して保育の受け皿が不足していること

に鑑み、当分の間、以下の特例を設けることとした。

(1) 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例（規則附則第7項関係）

規則第16条ただし書の規定については、適用しないことができることとする。この場合であっても、児童の人数に応じて必要となる保育士の数が1名となる、朝夕等の児童が少数となる時間帯について、保育士1名に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

規則附則第7項中「知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤換算で1年以上）

イ 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について」（平成27年6月3日付雇児保発0603第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）1の(1)のイの①から③のいずれかに該当する者

ウ 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について」1の(2)の①から③に規定するいずれかの研修を修了した者

(2) 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例（規則附則第8項関係）

規則第16条に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭（以下「幼稚園教諭等」という。）の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができることとする。

幼稚園教諭等が保育することができる児童の年齢については、幼稚園教諭等の専門性を十分に発揮するという観点から、満3歳以上とする。なお、小学校教諭が満3歳以上満5歳に満たない児童の保育をする場合、また、養護教諭が満3歳以上の児童の保育をする場合については、保育士資格を有する者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第8項において準用する場合を含む。）の登録を受けた者をいう。以下同じ。）と複数で保育に従事することとする。

なお、幼稚園教諭等（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の11の2第1項の規定に基づく厚生労働大臣が定める基準に該当する者を除く。）に対しては、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促すこととする。

(3) 保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例（規則附則第9項関係）

保育所を1日につき8時間を超えて開所していること等により、認可の際に必要な保育士に加えて保育士を確保しなければならない場合であっても、規則第16条に規定する保育士の数の算定について、追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内で、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができることとする。

規則附則第9項中「知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」の要件については、規則附則第7項における保育士に加えて配置する者の要件と同様とする。なお、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者については、保育士資格を有する者と複数で保育に従事することとし、併せて、保育士資格の取得を促していくこととする。

また、規則附則第9項中「保育所に係る利用定員の総数に依拠して置かなければならない保育士の数」とは、保育所の認可の基準として算定される保育士の数を意味している。

さらに、保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則として保育所の長が定めるものであるが、8時間を超えて開所する保育所では、各時間帯における必要保育士を配置するためには、「利用定員の総数に依拠して置かなければならない保育士の数」に追加して保育士を確保する必要がある。同項中「開所時間を通じて必要となる保育士の総数」とは、このような場合における1日に配置しなければならない保育士の総数を意味している。

(4) (2)及び(3)の特例を適用する場合における保育士の必要数（規則附則第10項関係）

(2)及び(3)の特例を適用する場合であっても、保育士資格を有する者を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かなければならない。

## 2. 実施に係る留意事項

(1) 保育士確保に向けた取組の一層の強化について

保育所における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識と技術を有する保育士が行うことが原則である。そのため、各特例を実施するに当たっては、保育士が専門的業務に専念することができるよう、保育に直接的影響を及ぼさない事務的作業等は保育士以外の者が行うなど、業務負担の見直しを行うとともに、県、市町村及び保育所においても、保育士の確保対策（保育士の就業継続支援、潜在保育士の再就職支援、退職した保育士への呼びかけ等）の一層の強化に取り組むこととする。

(2) 地域の実情に即した特例の実施について

各特例の実施に当たっては、各地域における待機児童の発生状況や保育士の不足状況等の事情を勘案して、改正規則の規定の範囲内において、限定的に実施することが可能であること。

(3) 各特例の対象となる保育所の要件について

過去3年間の指導監査において、知事（沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）第2条の規定に基づき、指導監査の権限を移譲している市町村においては、当該市町村長）から勧告や改善命令等を受けている保育所については、各特例の実施を認めないこととする。

(4) 各特例により保育士以外の者を保育士とみなす場合の公定価格上の取扱いについて

各特例を実施する場合の公定価格の算定に当たっては、保育士以外の者を保育士とみなして必要な算定を行うこととしており、保育士以外の者を保育士とみなす場合であっても、可能な限り、1名を超えた配置や保育士等の処遇改善に配慮しながら実施すること。

(5) 各特例の運用状況の把握に当たっての協力について

厚生労働省及び県においては、各特例について、実施市町村及び保育所等の事例の把握を行い、継続的に検証していくこととしており、市町村及び保育所等にあっては、積極的に協力いただきたい。

3. 施行期日

改正規則については、平成28年4月1日より施行するものであること。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2  
沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課認可・指導班  
TEL：098-866-2457 FAX：098-866-2433